

B 1 - 2 2

(地域 - 3)

5年保存(常)

(平成35年12月31日まで)

F N . B 1 - 8 - 0

鹿生企第612号

鹿地第509号

平成30年12月17日

各部長

各参事官殿

各所属長

本 部 長

担当	子供・女性の安全対策係	TEL	
----	-------------	-----	--

子供の緊急避難場所「子ども110番の家」制度の運用について（通達）

「子ども110番の家」については、「子供の緊急避難場所「子ども110番の家」制度の運用について（通達）」（平成25年12月25日付け鹿生企第488号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、子供を犯罪の被害から守る一つの方策として、通学路を中心に委嘱して運用しているところであるが、この度、支援を強化するとともに、本制度の普及啓発活動強化月間を廃止し、下記のとおり年間を通じた普及啓発活動に努めるものとしたので、各所属においては誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成31年1月1日から施行し、旧通達は平成30年12月31日限り廃止する。

記

1 制度の趣旨

通学途中の児童を凶悪事件や強制わいせつ等の事案から守るための一方策として、通学路に所在する商店、民家等を「子ども110番の家」に委嘱して、子供が犯罪等の被害に遭い、又は遭いそうになったときに救助を求めることによって、安全・安心なまちづくりに寄与しようとするものである。

2 「子ども110番の家」の選定・委嘱

(1) 選定基準

ア 「子ども110番の家」は、過去に通学途中の児童等が見知らぬ者から声を掛けられたり、あるいはわいせつ的な行為をされるなどの事案が発生した地域、学校・PTAからの要望が強い地域又は人家が閑散な地域の通学路沿いを選定する。

イ 「子ども110番の家」は、小学校の通学路又はその周辺等に位置し、かつ、登下

校時間帯に在宅している、商店、ガソリンスタンド、理髪店、地域安全モニター、民家等の中から協力が得られる者を選定すること。

ウ 「子ども110番の家」の数は、地域の実情に応じた数であること。

(2) 委嘱

ア 委嘱の方法

委嘱者は、警察署長とし、別紙1の委嘱状を交付して行うものとする。

イ 任期

任期は原則として2年とし、再任を妨げないものの、委嘱者の希望や4(1)の見直し等による場合は、この限りではない。

ウ 「子ども110番の家」委嘱先に対しては、「県警ホームページ」内の「犯罪情報マップ」への所在地登載（詳細な地番までは表示されない。）及び管轄する小学校へ委嘱先の住所及び氏名を提供することについての承諾を得ること。

3 「子ども110番の家」の任務

- (1) 事案の発生等により駆け込んできた子供の一時的な保護
- (2) 事案の概要、犯人の人相、使用車両等に関する情報の提供
- (3) 日常の業務を通じて入手した同種事案に関する情報の提供
- (4) 防犯対策上参考となる情報の提供

4 運用上の留意事項

(1) 「子ども110番の家」の見直し

「子ども110番の家」が通学路の変更や学校の統廃合等で場所的に適合していない場合、「子ども110番の家」として機能していない場合、又はその他の適格性を有しなくなった場合は、速やかに見直しを行うこと。

なお、見直しに当たっては、学校、PTA、防犯協会、地域安全モニター等の意見を参考に検討すること。

(2) 新入学生に対する指導・教養の徹底

小学校、PTA、防犯協会、地域安全モニター、教育委員会、市町村等関係機関・団体と連携して、新入学生に対して「子ども110番の家」についての指導・教養を徹底するほか、「子ども110番の家」の設置場所を周知させること。

(3) 「子ども110番の家」制度に対する広報啓発活動の促進

「子ども110番の家」制度や設置場所について、各種会合等を捉えた広報や地域安全ニュース、広報誌等各種広報媒体を活用した広報に努めること。この場合において、本制度が全地域住民に浸透し、かつ、理解と協力が得られるような活動を展開すること。

(4) 「子ども110番の家」への支援

「子ども110番の家」については機会あるごとに訪問し、任務等についての指導・教養を行うこと。

また、「子ども110番の家」駆け込み訓練に参加させるなどして、不審者等を発見したときの対応について、より具体的・実践的な指導・研修を行うとともに、見守りへの協力や県警あんしんメールの不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化すること。

(5) のぼり旗の掲出

「子ども110番の家」には、見えやすい箇所にのぼり旗を掲出させること。

(6) 見守り活動の強化

「子ども110番の家」被委嘱者をはじめ、教職員、ボランティア団体等地域住民を巻き込んだ子供の見守り活動を強化すること。

5 報告

- (1) 4の(1)の理由等により見直しを行った場合及び新規に「子ども110番の家」を委嘱した場合は、別紙2により生活安全部生活安全企画課を通じて速やかに報告すること。
- (2) 具体的な防犯対策を実施した場合は、その概要を生活安全部生活安全企画課を通じて報告すること。

委 嘱 状

殿

あなたを「子ども110
番の家」に委嘱します。

年 月 日

警察署長

別紙2 (5の(1)関係)

1年未満保存
(年月日まで)

F N . B 1 - 8 - 1

号外

年月日

本部長 殿

署長

担当	係	TEL	
----	---	-----	--

「子ども110番の家」見直し、新規委嘱について（報告）

住所	氏名、店舗名（代表者）	見直し・新規の別	学校区

※ 氏名等の欄には、個人の場合は氏名を、店舗等の場合は店舗名と代表者名を記入

